

株式会社レアジョブ定款

平成 19 年 10 月 18 日	作成
平成 20 年 02 月 24 日	変更
平成 20 年 03 月 25 日	変更
平成 20 年 04 月 02 日	変更
平成 20 年 08 月 08 日	変更
平成 22 年 03 月 09 日	変更
平成 23 年 11 月 21 日	変更
平成 24 年 07 月 18 日	変更
平成 25 年 06 月 25 日	変更
平成 25 年 10 月 30 日	変更
平成 26 年 04 月 11 日	変更
平成 27 年 06 月 26 日	変更
平成 28 年 06 月 22 日	変更

平成 29 年 06 月 21 日 変更
令和元年 06 月 01 日 変更
令和元年 12 月 06 日 変更
令和 02 年 06 月 23 日 変更

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社レアジョブと称し、英文では RareJob, Inc.と表記する。

(目的)

第2条 当会社の目的は、次のとおりとする。

- (1) 外国語学習講座の提供
- (2) インターネットを利用した外国語学習システムの開発及び運営
- (3) 外国語の翻訳・通訳業務
- (4) 教育関連ソフトウェア、書籍、教材の企画、開発、出版、販売
- (5) インターネットを利用した広告宣伝代理業務
- (6) 外国・語学・教育に関する講演会及びセミナーの開催並びにコンサルティング業務
- (7) 留学サービスの提供及び斡旋
- (8) 旅行業法に基づく旅行業
- (9) 労働者派遣事業
- (10) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
- (11) 人材育成及び職業能力開発のための研修事業
- (12) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関構成)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、28,816,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社において取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

4 本条第1項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役

とを区別して行う。

(取締役の任期)

- 第 21 条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 補欠により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 当会社は取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各 1 名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
- 会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。

(招集権者及び議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 26 条 当会社は取締役（当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

- 第 28 条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、

取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別した上、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査等委員会

(権限)

第 31 条 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使できる。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるものほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關

する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第39条 当会社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第41条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息はつけない。

附則

(法令の準拠)

第1条 本定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。